

事業者排出量削減報告書 45

(あて先) 京都府知事	
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	氏名
京都市右京区梅津高畠長47番地	日新電機株式会社

京都府地球温暖化対策条例第19条の規定により提出します。

特定事業者の 主たる業種	電気機械器具製造					
該当する事業 者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上／タクシー150台以上／鉄道車両150両以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））					
計画期間	平成18年4月～平成20年3月					
基本方針	全社エネルギー使用量の削減、環境マネジメントシステムの導入により売上げ高CO ₂ 原単位を平成22年に平成2年度比25%削減する。 (<18>事業部、関連会社へCO ₂ 削減目標を展開して活動) 全社SF ₆ ガス排出率の削減、環境マネジメントシステムの導入により平成22年度に大気排出率を2%以下にする。 (<18>事業部、関連会社へSF ₆ 排出率目標を展開して活動)					
推進体制	環境マネジメントシステムの運用による推進体制（<18>現状維持） 各事業部の環境部門責任者、環境対策責任者による活動の推進、毎月進捗管理を実施					
年度ごとの具 体的な取組 及び措置	年度	設備、対象、工程等	措置内容			
			別紙参照			
温室効果ガス の排出量等	排出区分	基準年度(実績) (16)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)	報告年度(実績) (18)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (実績) (%)
A 事業所等排出区分		11896.99 t	11709.77 t	-1.6 %	11952.3 t	0.5 %
B 輸送車両排出区分		t	t	%	t	%
C その他排出区分		6477.38 t	6238.38 t	-3.7 %	20312.61 t	213.59 %
排出合計	*1 18374.37 t	*2 17948.15 t	-2.3 %	*4	32264.9 t	75.6 %
その他の地球 温暖化対策に よる温室効果 ガスの削減量 等	対策等の区分	目標年度(計画) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))	報告年度(実績) 取組量等 (二酸化炭素換算(t))			
森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	(整備面積) ha	(吸収量) t		
府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	(利用量) m ³	(削減量) t		
自然エネルギーを利用した 電力又は熱の供給	(発電量) kwh	(削減量) t	(発電量) kwh	(削減量) t		
グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	(購入量) kwh	(削減量) t		
削減量等合計		*3 t		*5 t		
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績) *1 18374.37 t	目標年度(計画) (*2-*3) 17948.15 t	削減率(計画) -2.3 %	報告年度(実績) (*4-*5) 32264.9 t	削減率(実績) 75.6 %	
特記事項	1. 報告範囲は、京都市内の、生産拠点の関係会社をすべて含む。 2. 環境(CSR)報告書(http://nissin.jp/)で詳細な目標、活動内容を示す。 3. 社内及び家庭内へ、社報、社内Web等により地球温暖化防止に対する啓発を実施。 4. 京都市内の小学校へ、環境教育の一環として、地球温暖化防止に向けた環境教育を実施。 5. グリーン調達を通じて、取引先へEMS等の導入により地球温暖化防止を働きかけ実施。 6. エネルギー起源のCO ₂ 排出量は平成2年度基準で平成18年度は約1.2%削減。(絶対量で16581-CO ₂ 削減) 7. SF ₆ ガスの排出量は平成11年基準で平成18年は78%削減。(絶対量で726651-CO ₂ 削減) 8. 地球温暖化防止策として、関係各部門でエコドライブを推進中。 9. LCA的には温暖化への影響はほとんど「製品の使用時」なので、省エネ製品の開発に力を入れる。 10. SF ₆ ガスについては、温対法に基づく計測で報告。 11. 十条サイトについては、17年度に本社工場へ移転した。 ※ 前回報告(伏谷量化)の検証と荷物式開発において、99枚回りを排気工程から取り戻され、排水栓が大幅に増加していた。本革で作業基準見直し回収措置の					
連絡先	担当部署					
	担当者氏名					
	住所					
	電話番号					
	ファクシミリ番号					

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。

2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。

3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。

4 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」の実績については、計画期間中の実績の累計を記入してください。

(例) グリーン電力の購入による温室効果ガスの削減実績が18年度5トンで19年度10トンの場合、19年度の報告書の実績については18年度と19年度の実績を累計し15トンと記入

5 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位(CO₂排出量、省エネ製品開発など他の温室効果ガス削減への貢献、グリーン調達の採用、特定プロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。